

平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十四条第一項第三号の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 試験研究用等原子炉施設（第三条—第三十条）
第三章 水冷却型研究炉に係る試験研究用等原
子炉施設（第三十一条・第四十一条）
第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原
子炉施設（第四十二条—第五十四条）
附則（適用範囲） 第一章 総則

第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。
一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）
二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）
（定義）
第二条 この規則において使用する用語は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。
2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第一号に規定する放射線をいう。
二 「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

三 「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

四 「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

五 「放射線業務従事者」とは、試験炉規則第一条の二第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

六 「臨界実験装置」とは、炉心構造を容易に変更することができる試験研究用等原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該試験研究用等原子炉の核特性を測定する用に専ら供するものをいう。

七 「水冷却型研究炉」とは、一次冷却材として水を使用する試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）をいう。

八 「中出力炉」とは、熱出力五百キロワット以上、十メガワット未満の水冷却型研究炉をいう。

九 「高出力炉」とは、熱出力十メガワット以上、五十メガワット以下の水冷却型研究炉をいう。

十 「ガス冷却型原子炉」とは、気体状の一次冷却材を用いる試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）であつて熱交換器を有するものをいう。

十一 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）であつて、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高純度中性子により行われるものをいう。

十二 「安全機能」とは、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、次に掲げるものをいう。

イ その機能の喪失により試験研究用等原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は從事者に放射線障害を及ぼすおそれがある。

ロ 試験研究用等原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させるこ

とにより、公衆又は從事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能

十三 「安全機能の重要度」とは、試験研究用等原子炉施設の安全性の確保のために必要な安全機能の重要性的程度をいう。

十四 「通常運転」とは、試験研究用等原子炉施設において計画的に行われる試験研究用等原子炉の起動、停止、出力運転、燃料体の取替えその他の試験研究用等原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

十五 「運転時の異常な過渡変化」とは、通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には試験研究用等原子炉の炉心（以下単に「炉心」といいう。）又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

十六 「設計基準事故」とは、発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

十七 「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する「以上の系統又は機器が同一の試験研究用等原子炉施設に存在することをいう。

十八 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通の要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は従属要因（单一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。以下同じ。）によつて同時にその機能が損なわれないこと

をいう。

十九 「独立性」とは、「以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより、共通要因又は從

屬要因によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

二十 「燃料体」とは、試験炉規則第一条の二第二項第三号に規定する燃料体であつて、試験用燃料体を除いたものをいう。

二十一 「燃料材」とは、熱又は中性子を発生させるために成形された核燃料物質をいう。

二十二 「燃料被覆材」とは、原子核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、一次冷却材による侵食を防ぐための金属管、金属板、炭化ケイ素皮膜その他の燃料材を覆うものをいう。

二十三 「燃料の許容設計限界」とは、燃料材を覆う燃料被覆材の損傷の程度であつて、安全設計上許容される範囲内で、かつ、試験研究用等原子炉を安全に運転することができる限界をいう。

二十四 「反応度係数」とは、制御棒の挿入又は引き抜き、液体制御材の注入その他の試験研究用等原子炉の運転に伴う試験研究用等原子炉の反応度の変化量をいう。

二十五 「制御棒の最大反応度係数」とは、試験研究用等原子炉が臨界（臨界近傍を含む。）にある場合において、制御棒を一本引き抜くことにより炉心に生ずる反応度係数の最大値をいう。

二十六 「反応度添加率」とは、試験研究用等原子炉の反応度を調整することにより炉心に添加される単位時間当たりの反応度係数の最大値をいう。

二十七 「原子炉停止系統」とは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するため試験研究用等原子炉を停止する系統をいう。

二十八 「反応度制御系統」とは、通常運転時に反応度を調整する系統をいう。

二十九 「安全保護回路」とは、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を検知し、これらの事象が発生した場合において原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設備をいう。

三十 「安全施設」とは、試験研究用等原子炉施設のうち、安全機能を有するものをいう。

三十一 「重要安全施設」とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。

三十二 「工学的安全施設」とは、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に

よる試験研究用等原子炉内の燃料体の著しい損傷又は炉心の著しい損傷により多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制し、又は防止するための機能を有する安全施設をいう。

三十三 「一次冷却材」とは、炉心において発生した熱を試験研究用等原子炉から直接に取り出すことを主たる目的とする流体をいう。

三十四 「一次冷却系設備」とは、一次冷却材が循環する回路を構成する設備をいう。

三十五 「最終ヒートシンク」とは、試験研究用等原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場をいう。

三十六 「冠水維持設備」とは、水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設において、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合に、原子炉容器内の水位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持するための機能を有する設備をいう。

三十七 「試験用燃料体」とは、燃料体の研究及び開発を行うことを目的とする燃料体をいう。

三十八 「カバーガス」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設において、ナトリウムの自由液面部を覆うことを中心とする不活性ガスをいう。

三十九 「原子炉カバーガス」とは、カバーガスのうち、一次冷却材に係るものをいう。

四十 「炉心冠水維持パウンダリ」とは、水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設において、原子炉容器及びそれに接続する配管で構成され、燃料体を冠水状態に保持するための隔壁となる部分をいう。

四十一 「原子炉格納容器パウンダリ」とは、ガス冷却型原子炉又はナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において、圧力隔壁及び放射性物質の放出の隔壁となる部分をいう。

四十二 「原子炉冷却材パウンダリ」とは、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、圧力隔壁となる部分をいう。

四十三 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原

子炉施設において一次冷却材を内包するものであつて、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において冷却材障壁を形成するもので、かつ、それが破壊することにより一次冷却材漏えい事故となる部分をいう。

四十四 「原子炉カバーガス等のバウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設の通常運転時に原子炉カバーガス又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材バウンダリを除いたものをいう。

三十三 「一次冷却材漏えい事故」とは、安全施設を漏えいする部分をいう。

三十四 「最終ヒートシンク漏えい事故」とは、試験研究用等原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場を漏えいする。

三十五 「一次冷却系設備漏えい事故」とは、一次冷却系設備において、冷却材を漏えいする。

第二章 試験研究用等原子炉施設

(試験研究用等原子炉施設の地盤)

第三条 試験研究用等原子炉施設(水冷却型研究炉、ガス冷却型原子炉及びナトリウム冷却型高速炉に係るもの)を除く。以下この章において同じ。)は、次条第二項の規定により算定する地震力(試験研究用等原子炉施設のうち、地震の発生によつて生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができない。

第四条 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

第五条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中

第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

第七条 安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

第八条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

第九条 安全施設は、試験研究用等原子炉施設

(津波による損傷の防止)

第六条 安全施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

第七条 安全施設は、工場等内又はその周辺において同様に想定される試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができない。

第八条 安全施設は、工場等内又はその周辺において同様に想定される試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができない。

第九条 安全施設は、試験研究用等原子炉施設

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第十条 試験研究用等原子炉施設は、誤操作を防ぐための措置を講じたものでなければならない。

第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

第十三条 安全施設は、誤操作の防止

第十四条 安全施設は、誤操作を防ぐための措置を講じたものでなければならない。

第十五条 安全施設は、誤操作の防止

第十六条 安全施設は、誤操作を防ぐための措置を講じたものでなければならない。

第十七条 安全施設は、誤操作の防止

第十八条 安全施設は、誤操作の防止

第十九条 安全施設は、誤操作の防止

第二十条 安全施設は、誤操作の防止

第二十一条 安全施設は、誤操作の防止

第二十二条 安全施設は、誤操作の防止

第二十三条 安全施設は、誤操作の防止

第二十四条 安全施設は、誤操作の防止

第二十五条 安全施設は、誤操作の防止

第二十六条 安全施設は、誤操作の防止

第二十七条 安全施設は、誤操作の防止

第二十八条 安全施設は、誤操作の防止

第二十九条 安全施設は、誤操作の防止

第三十条 安全施設は、誤操作の防止

第三十一条 安全施設は、誤操作の防止

第三十二条 安全施設は、誤操作の防止

第三十三条 安全施設は、誤操作の防止

第三十四条 安全施設は、誤操作の防止

第三十五条 安全施設は、誤操作の防止

第三十六条 安全施設は、誤操作の防止

第三十七条 安全施設は、誤操作の防止

第三十八条 安全施設は、誤操作の防止

第三十九条 安全施設は、誤操作の防止

第四十条 安全施設は、誤操作の防止

第四十一条 安全施設は、誤操作の防止

第四十二条 安全施設は、誤操作の防止

第四十三条 安全施設は、誤操作の防止

第四十四条 安全施設は、誤操作の防止

第四十五条 安全施設は、誤操作の防止

第四十六条 安全施設は、誤操作の防止

第四十七条 安全施設は、誤操作の防止

第四十八条 安全施設は、誤操作の防止

第四十九条 安全施設は、誤操作の防止

第五十条 安全施設は、誤操作の防止

第五十一条 安全施設は、誤操作の防止

第五十二条 安全施設は、誤操作の防止

第五十三条 安全施設は、誤操作の防止

第五十四条 安全施設は、誤操作の防止

安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならない。

6 安全施設は、二以上の試験研究用等原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)

第十三条 試験研究用等原子炉施設は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 運転時の異常な過渡変化時において、設計基準事故に至ることなく、試験研究用等原子炉施設が工場等周辺のあること。

二 設計基準事故時において次に掲げるものであること。

イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できること。

ハ 試験研究用等原子炉施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

(外部電源を喪失した場合の対策設備等)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合において原子炉停止系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、外部電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又は、試験研究用等原子炉の停止後の温度、水位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」といいう)を監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を設ければならない。(炉心等)

第十五条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するものでなければならぬ。ただし、臨界実験装置に係る試験研究用等原子炉施設であつて当該試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がないものは、この限りでない。

2 試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

3 炉心は、通常運転時は運転時の異常な過渡変化時に試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料の許容設計限界を超えないものでなければならない。

4 原子炉は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、試験研究用等原子炉を安全に停止できるものでなければならない。

5 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。

一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。

二 輸送中又は取扱中ににおいて、著しい変形を生じないものとすること。

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」と総称する)の取扱施設を設けなければならない。

一 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。

二 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。

三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。

四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。

五 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるとことにより、燃料体等を貯蔵することができる。

(外部電源を喪失した場合の対策設備等)

第十四条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合において原子炉停止系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、外部電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又は、試験研究用等原子炉の停止後の温度、水位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」といいう)を監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を設ければならない。

3 試験研究用等原子炉施設には、原子炉固有の出力抑制特性を有するものでなければならぬ。ただし、臨界実験装置に係る試験研究用等原子炉施設であつて当該試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がないものは、この限りでない。

二 使用済燃料その他の燃料体の貯蔵施設にあつては、前号に掲げるもののほか、次のとおりに掲げるものであること。ただし、使用済燃料を要しない場合については、この限りでない。

1 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないよう

子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないよう

燃料が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止できるものとする。

3 計測制御系統施設

一 計測制御系統施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

二 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発するものとする。

三 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を設けなければならない。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行つた場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものとするものとすること。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するための監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化においても想定される範囲内に制御できるものとする。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとする。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と公用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとする。

(反応度制御系統)

二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。

三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できるものとする。

(安全保護回路)

第十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路を設けなければならない。

1 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないよう

子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないよう

燃料が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止できるものとする。

3 計測制御系統施設

一 計測制御系統施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

二 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発するものとする。

三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行つた場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものとするものとすること。

四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するための監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化においても想定される範囲内に制御できるものとする。

五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとする。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防

止することができるものとする。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と公用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとする。

(反応度制御系統)

二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。

三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監

視できるものとする。

第十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、反応度制御系統を設けなければならない。

1 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(構造材料その他の実験のために使用されるものをいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものとする。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるものとする。

二 制御棒を用いる場合にあつては、次に掲げるものであること。
イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものとすること。
ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものとすること。

(原子炉停止系統)

第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統を設けなければならない。
イ 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統を設けなければならない。
ロ 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものとすること。
△ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することの限りでない。

二 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時に十分な余裕があるとき。
ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

三 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとするること。
原 子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものとすること。

(原子炉制御室等)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を設けなければならない。
原 子炉停止系統を確保するために必要なものとすること。

二 試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するため必要な操作を手動により行うことができるものとすること。
三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

(放射性廃棄物の廃棄施設)

第二十二条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物を廃棄する施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。
一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。

二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいするなどを防止し、及び工場等外に液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防ぐこと。

三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。

(保管廃棄施設)

第二十三条 工場等には、次に掲げるところにより、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。
一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。
二 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとすること。

(工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護)

第二十四条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイインガンマ線等からの防護等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。

二 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉を停止させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。

(放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること)。

第二十五条 試験研究用等原子炉施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。

二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。

三 従事者が、設計基準事故時に表示できる設備を設けなければならない。

(監視設備)

第二十六条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該試験研究用等原子炉施設における放射性物質の濃度及び放射線量並びに周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備を設けなければならない。

二 放射線業務従事者が業務に従事する場合に連系したものでなければならない。

三 試験研究用等原子炉施設には、非常用電源設備及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 外部電源を喪失した場合その他の非常の場合において工学的安全施設及び設計基準事故に對処するための設備へ電気を供給するための発電設備が常時作動している場合
二 工学的安全施設及び設計基準事故に對処するための設備が、無停電電源装置に常時電気的に接続されている場合
三 外部電源を喪失した場合であつて、次に掲げる全ての要件を満たす場合
イ 換気設備(非常用のものに限る)を作動させる必要がないこと。
ロ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持することができる。
ハ 燃料体の崩壊熱を適切に除去することができる。
(実験設備等)

第二十九条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備(試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行う設備をいう)及び利用設備(試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他の行為を行うための設備をいう)(以下「実験設備等」と総称する)は、次に掲げるものでなければならない。
一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものとすること。
二 実験設備の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものとすること。

三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものとすること。

四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するため実験設備等の動作状況異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものとすること。

五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所とすること。

(通信連絡設備等)

第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線を設ければならない。

第三章 水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設

(外部電源を喪失した場合の対策設備等)

第三十一条 試験研究用等原子炉施設(水冷却型)

3 試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。)には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合において原子炉停止系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

2 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合において原子炉冷却系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を設けなければならない。

(炉心等)

第三十二条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉容器内において

する場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料の許容設計限界を超えないものでなければならぬ。

3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時ににおいて、試験研究用等原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。

4 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。

一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における試験研究用等原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。

二 輸送中又は取扱中ににおいて、著しい変形を生じないものとすること。

(一次冷却系系統設備)

第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、一次冷却系系統設備を設けなければならない。

一 適切な冷却能力を有するものとすること。

二 一回りの冷却材の漏えいが発生しないものとすること。

三 原子炉容器内部構造物の変形、破損その他の一回りの冷却材の流路が確保されないおそれがある事象が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるものとすること。

四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時ににおいて、原子炉容器内の水位の過度の低下を防止し、当該容器内の設計水位を確保できるものとすること。

(原子炉停止系統)

第三十四条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉を停止した場合において、燃料の許容設計限界を超えないようするため、原子炉容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱を除去することができる設備を設けなければならない。

(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)

第三十五条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器内において

発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備を設けなければならない。

第三十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げることにより、計測制御系系統施設を設けなければならない。

一 炉心及び冠水維持設備並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するため監視する上でも支

運転時の異常な過渡変化においても想定される範囲内に制御できるものとすること。

二 原子炉格納施設及びこれに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時ににおいても想定される範囲内で監視できるものとすること。

三 前二号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時ににおいても想定される範囲内で監視できるものとすること。

四 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できるものとすること。

(原子炉停止系統)

第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げることにより、原子炉停止系統を設けなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備によること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、

二 試験研究用等原子炉施設の安全性能を確保するため必要な操作を手動により行うこと

三 設計基準事故が発生した場合に試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室内に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう

四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

2 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の異常により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から試験研究

炉を未臨界に移行することができ、かつ、少くとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものとすること。

三 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとすること。

2 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。)に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起さないものでなければならない。

3 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共に用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

4 原子炉制御室等は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。)に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起さないものでなければならない。

5 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとすること。

6 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとすること。

タは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できるものとすること。
(原子炉停止系統)

第四十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統を設ければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものとすること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるとときは、イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる場合である。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる場合であつて、次に掲げるとときは、イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる場合である。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる場合である。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる場合である。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行する

二 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものとすること。

三 制御棒を用いる場合においては、反応度係数の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとすること。

四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

第五十一条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該試験研究用等原子炉施設における放射性物質の濃度及び放射線量並びに周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計情報をおよびその他の当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備を設けなければならない。

第五十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を設けなければならない。

第一 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を設けなければならない。

第二 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を設けなければならない。

第三 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉圧力容器内部構造物の損壊を起さないものでなければならない。

第四 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉圧力容器内部構造物の損壊を起さないものでなければならない。

第五十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を設けなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。

二 試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するため必要な操作を手動により行うことができるものとすること。

三 設計基準事故が発生した場合に試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとること。

四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納容器を設けなければならない。

三 原子炉容器内部構造物の変形、破損その他による事故が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるものとすること。

四 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁を取り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行なうことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けること。

五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納容器を設けなければならない。

三 原子炉容器内部構造物の変形、破損その他による事故が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるものとすること。

四 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁を取り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行なうことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けること。

五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

に限る。以下この章において同じ。)には、次に掲げるところにより、一次冷却系統設備を設けなければならない。

一 破損し、一次冷却材の漏えいが発生しないものとすること。

二 適切な冷却能力を有するものとすること。

三 原子炉容器内部構造物の変形、破損その他による事故が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるものとすること。

四 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁を取り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行なうことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けること。

五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十五 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十六 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十七 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十八 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

十九 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十一 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十二 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二十三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

二 前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設
第四条 この規則の施行前に施設に着手した工事
であつて、この規則の施行により新たに法第二
十七条第一項及び第四十三条の三の九第一項の
規定に該当するものを行つてゐる者は、この規
則の施行後においても引き続きその工事を行う
ことができる。

附 則 (平成三〇年六月八日原子力規制
委員会規則第六号)
この規則は、公布の日から施行する。